

令和6年6月 重要事項説明書・利用契約書の変更について

当初お渡ししているお手元の重要事項説明書・利用契約書に基づく変更となります。
【令和6年6月より】

○重要事項説明書 ※網掛け部分が変わります。

利用料の変更【項目4. 利用料金(1)(2)の変更】(3ページ)

〈変更後〉

【加算料金/日】※1割負担の場合

	利用料金	自己負担額
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	総単位の9.2%× 10.14	総単位の9.2%×10.14 の1割

〈変更前〉

	利用料金	自己負担額
介護職員処遇改善加 算(Ⅰ)	総単位の5.9%× 10.14	総単位の5.9%×10.14 の1割
介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ)	総単位の1.2%× 10.14	総単位の1.2%×10.14 の1割
介護職員等ベース アップ等支援加算	総単位の1.1%× 10.14	総単位の1.1%×10.14 の1割

※「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」
「ベースアップ加算」の3つの加算が、
「介護職員等処遇改善加算」へ一本化されました。

○利用契約書 ※網掛け部分が変わり・追加部分となります。

(地域密着型通所介護並びに第1号通所型サービス事業の内容)

第5条 ※変更

12 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内であって、契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

13 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

14 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(料金の変更) ※変更

第8条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとします。

(利用料等の滞納) ※追加

第9条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料等を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、10日以上の上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から、必要な協議を行うものとします。

3 事業者は、前項の協議を行った上で、利用者が第1項の期限までに滞納額の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできません。

(利用者の解約権) ※第10条から第11条へ変更

第11条 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、利用者の病状及び急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも、この契約を解約することができます。

2 次の各号の事由に該当した場合、利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が、利用者及びその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。

(事業者の解約権) ※第11条から第12条へ変更

第12条 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 次の各号の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく、3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。

(2) 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

(3) 利用者またはその代理人等の言動が、事業者及びサービス従事者または他の利用者に対して、生命・身体・精神・財産・信用等を傷付け、この契約を継続し難いほどの重大な不信行為を行った場合。

(4) やむを得ない事情により、事業所を閉鎖又は縮小する場合。

3 事業者は、前2項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了) ※追加

第13条 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

(1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(2) 第11条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(3) 第8条第3項又は第11条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(4) 第12条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(5) 第9条第3項又は第12条第2項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(秘密保持) ※第12条から第14条へ変更

第14条

2 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の代理人等からあらかじめ同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整において、代理人等の個人情報を提供しません。

(相談及び苦情対応) ※第16条から第18条へ変更

第18条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口又は関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者からの相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望及び苦情等に対し、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者又はその家族が、苦情申立を行ったことを理由として、利

利用者に対していかなる不利益な扱いもいたしません。

(合意裁判管轄) ※追加

第20条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、サービス事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、契約者及び事業者はあらかじめ合意します。

改正日 令和6年6月1日

重要事項改正内容説明日 令和 年 月 日

令和6年6月1日からの重要事項説明書改正内容について、ご利用者に対して本書面に基づき説明いたしました。

事業所

【事業所名】 恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ
【住所】 長崎市田上2丁目2番7号
【説明者】 役職名 生活相談員
氏名 太田 剛介 印

私は、重要事項説明書の改正内容について説明を受け同意しました。

重要事項改正内容同意日 令和 年 月 日

利用者

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

代理人(身元引受人)

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

(関係・続柄) _____